

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人幸栄振興会 中道山こども園

(幼保連携型認定こども園)

☎950-0022 新潟県新潟市東区幸栄2-18-8

☎025-273-9562

中道山こども園における次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第4項の規定に基づく一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計画」という。)を下記のとおり定める。

記

[職員数等の現況]

常時雇用する従業者 33人(うち有期契約者16人)、男女内訳:男性4人、女性29人

[I] 一般事業主行動計画策定日及びその計画期間

1. 一般事業主行動計画の策定: 令和6年12月1日
2. 一般事業主行動計画の期間: 令和6年12月1日～令和11年11月30日

[II] 一般事業主行動計画の外部への公表とその方法

1. 一般事業主行動計画の外部への公表: 令和7年1月6日
2. 一般事業主行動計画の期間: 令和6年12月1日～令和11年11月30日
3. 一般事業主行動計画の外部への公表方法等: チラシの作成と園児父兄等への配布、当園 website への掲載等

[III] 一般事業主行動計画の内容

目標: 育児及び介護を含め、従業者の充実したライフタイムに係る要望等に応えるため、会議・情報交換等を通じた社内での意思疎通やアンケート調査の実施及びその結果を踏まえた社内規則等の見直しと、より弾力的な運用の実施等により、育児休業の取得率を令和9年末までに、男女ともに100%とするとともに、満1歳まで継続できる環境を整える。また、当園従業者の幼児(1歳～)の受入保育施設がない場合には当園での当該幼児の受入を検討する。受入れ困難な場合は育児休業期間を延長する。

1. 両立支援制度に係る規定の整備状況

- ① 有期契約者も対象に含めた育児休業制度: 就業規則に規定済み。なお、現行就業規則に規定されていない「育児休業から業務に復帰する際の原則である休業前の職務への復帰」については、令和7年3月までに社内議論を踏まえ改定することを目途とする。
- ② 有期契約者も対象に含めたその他の両立支援制度: 有 (介護休業制度を就業規則に規定)

2. 一般事業主行動計画の園内における従業者に対する周知の方法

- ① 職員会議における議論の実施とその結果の全職員に対する周知
- ② 園内掲示板(1F)への掲示と備え付け

3. 次世代支援対策に係る園内における具体的な対策

(1) 雇用環境の整備に関して

① 妊娠中従業者及び子育てを行う従業者等と家庭生活との両立等支援のための雇用環境整備

ア. 妊娠中・出産後女性の健康確保について、現行法制度の周知、関連情報提供及び相談体制整備と個別相談並びに各種手続（例：育児休業給付金支給申請等）実施に係る全面サポート等

＜対策＞現行制度の周知、関連情報提供、相談体制整備等：令和7年3月末までに実施し、サポート等は計画開始から継続する。

イ. 育児休業を取得し易く、また、職場復帰し易い環境の整備として次の対策を行う。

- 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- 育児休業後におけるスムーズな業務復帰のための対応（本人の意向も踏まえ、必要に応じた業務内容や業務体制の見直し等）

＜対策＞代替員確保は実施済み。業務内容見直し等は育休開始時から2～3か月以内に必要に応じ行う。

ウ. 妊娠初期等における女性の体調変化等に対応するため次の対策を行う。

- 職員間の業務負担に係る相互支援等を積極的に行うことなどを通じ、園として年次休暇を取り易くする体制を構築する。
- 上司による妊娠初期等におけるヒアリングの実施と、その結果を踏まえたより細かな問題について個々に対応を図っていく。

＜対策＞代替員確保は実施済み。業務内容見直し等は育休開始時から2～3か月以内に必要に応じ行う。

② 育児休業等を取得し、又は子育てを行う女性就業者が就業を継続し、活躍できるようにするための取組

ア. 育児休業等取得とは関係ない昇進基準及び人事評価制度の確立と周知

イ. （要望等を踏まえ、必要に応じ）育児休業中にITシステムを利用し、国だより等、国の活動状況等の情報を定期的に配信するなどし、情報共有を推進することにより、情報ギャップの解消を図る。

＜対策＞情報共有等を含め、ア、イともに計画開始時から行う。

③ 子育て従業者のための対策

ア. 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ可能な勤務体制の実施（育児短時間勤務）

イ. 時間単位で取得可能な休暇制度の周知と実施（体制確立）

＜対策＞ア、イともに計画開始時から行う。

ウ. 育児のための短時間勤務（導入済）を活用し易くするための意見集約（アンケート調査の実施）

＜対策＞令和7年中に行う。

エ. 子どもを育てる従業員が利用できる事業所内保育施設の効果的な運営

＜対策＞実施済み。

オ. 育児等退職者の再雇用措置の実施

＜対策＞実施済みで、今後も継続する。

④ 保育士の快適な生活者を支えるための施策

ア. 快適な生活を支援するための新潟市の保育士に関する宿舍借上げ補助事業への積極的な応募支援や必要事務手続の実施等による支援

＜対策＞実施済みで、今後も継続する。

イ. 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

＜対策＞実施済みで今後も継続実施する。

4. プラチナくるみん認定取得について

上記計画に沿って行動し、その結果を見ながら検討していく。